

ごみ（廃棄物）の野焼き（屋外焼却）は**禁止**です!!

ドラム缶で木くず等を燃やしている光景を見かけます。
でも、それは罰金を科される違法行為かもしれません。

<なぜ野焼きはダメなの？>

- ①周囲の環境に悪影響(煙・灰の飛び散り、悪臭等)を及ぼすおそれがある。
 - ②火災の危険がある。
 - ③有害物質(ダイオキシン類等)を発生させることがある。
- こうしたことから、平成12年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)で、基準に合う焼却設備を使用しない焼却(いわゆる野焼き)が禁止されました。



廃棄物処理法では、「**何人も**、(法律に定める方法以外の方法で)廃棄物(ごみ)を焼却してはならない。」と規定されています(第16条の2)。
静岡県生活環境の保全等に関する条例第100条でも同様に屋外焼却を禁止しています。

<違反すると罰則があるの？>

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科される場合があります(廃棄物処理法第25条)。

<燃やせないなら、どう処理すればいいの？>

家庭から出されるごみについては、市町の清掃センター等清掃担当部署にお尋ねください。
事業活動に伴って排出される廃棄物は、原則として産業廃棄物となります。産業廃棄物の処理許可を持っている業者に委託する必要があります。委託するためには必要な手続き等がありますので注意が必要です。

詳しくは、東部健康福祉センター廃棄物課までお問い合わせください。

お問い合わせ：静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課
電 話：055-920-2106